

都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会

会 長 吉田 敬岳

経営研究委員長 藤田喜一郎

お知らせ（お願い）

日頃、本連合会の諸活動に対しまして、種々ご支援ご協力たまわり誠にありがとうございます。さて、次の事項につきまして、貴団体加盟園にご周知をお願いします。

1. 通園バスの後部座席のシートベルト着用義務化と高速道路での違反について

道路交通法第 71 条の 3 第 3 項により、シートベルト（チャイルドシート）の着用が義務づけられていますが、通園バスは、同第 4 項のただし書きにより、免除されているところです（スクールバスだからではなく、5 歳児以下の幼児が免除対象）。

また、この度（平成 20 年 6 月）の改正により、高速道路での着用義務違反に行政処分が科されることになりましたが、園児が遠足等で高速道路を利用する場合でもシートベルト（チャイルドシート）の着用は免除になりますのでお知らせします。当然の事ながら、自家用車は免除の対象にはなりません。

2. 通園バスの有償運行の届けについて

平成 20 年 3 月、兵庫県内の私立幼稚園が運輸局の許可を得ずに、通園バスを運行したとして、罰金 10 万円の略式命令を受けました。全日私幼連では、平成 9 年 6 月に私幼時報で有償運行について掲載し、都道府県団体または各園で許可申請を行った経緯がありますが、その後、許可証を紛失した（各都道府県団体または各園に写しが保管されていると思われるので、要確認）申請しないで運行している幼稚園もあると思われるので、再度、お知らせいたします。

以 上